

2016年12月から

「部落差別解消推進法」

が施行されています。

部落差別問題とは

日本社会の歴史的過程で形作られた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が、長年にわたって経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、「同和地区」「被差別部落」と呼ばれる特定の地域の出身者であることや、現に住んでいることなどを理由として、結婚、就職や日常生活において様々な差別的扱いを受けているという、我が国固有の人権問題です。

部落差別解消推進法とは

正式名称を「部落差別の解消の推進に関する法律」といい、2016（平成28）年12月に施行されました。全6条からなる、部落差別という名称を冠した初めての法律です。現在もなお部落差別が存在し、部落差別は許されるものではないという認識のもと、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

法律制定の社会的背景

- インターネットの普及により部落差別は拡大し、悪質化している。
- 「全国部落調査」復刻版出版事件や戸籍謄本等不正取得事件など相次ぐ差別事件が起こっている。
- 同和对策事業特措法の失効後は、部落差別の現実に対する無視や軽視、認識不足が広がった。

法律の主なポイント

- 現在もなお部落差別が存在するとの認識が法律で新たに示された。
- 部落差別は日本国憲法に照らして「許されないものである」「解消することが重要な課題である」と明記された。
- 部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が明記された。

私たちにできること

差別の解消には、偏見や思いこみにとらわれることなく、正しい知識と理解を深め、差別を無くしていこうという姿勢を持つことが大切です。